

# 自動車税は役場で納めましょう

## 5月は軽自動車税・固定資産税第1期の納期です

### 福島県からのお知らせ ～避難している皆さまへ～

福島県では、被災され避難している皆さまに、避難の前にお住まいになっていた市町村へ、現在の所在地、連絡先などをお知らせいただくようお願いしています。連絡がお済みでない方は、お早めにご連絡ください。

なお、福島県双葉郡にお住まいになっていた皆さまは、『福島県双葉郡支援センター』へ、至急ご連絡をお願いします。

双葉郡支援センター【受付 月曜～日曜 午前8時～午後10時】  
フリーダイヤル 0120-006-865

連絡のあった方には、お住まいになっていた町村から、「り災・被災証明」や「国民健康保険証」、「義援金の支払い」などの手続きについて連絡があります。※避難者入居者情報センターの業務については、双葉郡支援センターが引き継ぎます。

### 文化振興基金助成事業の受付

#### 1 活動成果発表等助成事業

対象：県内のアマチュア文化団体

内容：8月～11月に実施する、芸術文化の振興（活動成果の発表など）、伝統文化の継承・保存（後継者の育成、備品整備など）等

金額：対象経費の2分の1以内（上限25万円）

#### 2 子どもの文化芸術体験事業

対象：文化団体、NPO等

内容：7月～平成24年3月に実施する、子どもを対象とした文化芸術の体験、鑑賞、活動発表等

金額：対象経費について20万円以内

#### ●1、2ともに

申込：5月1日（日）～5月23日（月）（消印有効）までに所定の事業計画書（県ホームページか県文化振興課（県庁内）で入手）を郵送で同課（〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1）へ送付してください。

問合せ 埼玉県文化振興課 ☎048-830-2884

### 5月は自動車税の納期です

5月は自動車税の納期です。コンビニでも納められます。忘れずに、5月31日（火）までに納めましょう！

※自動車税全般に関すること、住所変更、納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンターにご連絡ください。自動車税収入額の一部は、「彩の国みどりの基金」に積み立て、県内のみどりの保全や創出などに活用させていただきます。

問合せ 自動車税：自動車税コールセンター ☎050-3786-1222  
彩の国みどりの基金：県環境部みどり再生課 ☎048-830-3190

### 親子げんきふれあい～子育てトークと体験活動～

日時 6月18日（土）～19日（日）

場所 県立小川げんきプラザ

対象 3歳～小学校低学年の子と保護者

費用 大人3,600円、小学生2,900円、未就学児（3歳以上）2,300円

内容 交流ゲームやクラフト、子育てトーク、野外炊事等の体験活動を行います。

申込 6月1日（水）～8日（水）までに電話またはFAX（イベント名称、住所、氏名、電話番号、子の年齢（学年）を明記）で同館（TEL 72-2220、FAX 71-1043）へ。※抽選になります。

問合せ 小川げんきプラザ ☎72-2220

### 自動車税は役場で納めましょう

5月は自動車税の納期です。

本年も5月1日から5月31日までの全期間を通じて、役場で納税ができます。

#### ●平日

午前8時30分～午後5時15分

#### ●土曜、日曜、祝祭日

午前9時～午後4時

休日の場合は当直の担当者が収納しますので、つり銭のないようお願いいたします。また、自動車税以外は対応できませんのでご了承ください。

税務課 ☎82-1224

### 身体障害者の方に対する軽自動車税の減免について

身体障害者（障害者と同一生計）の方は、障害の程度により軽自動車税の減免を受けることができます。

減免を受けようとする方は納期限前7日（5月24日）までに減免申請書を役場税務課へ提出してください。

なお、減免は1人につき1台の自動車に限られていますので、普通自動車税の減免を受けている方は軽自動車税の減免は受けられませんのでご注意ください。

減免申請書を提出される方は添付書類が必要となりますので、税務課（☎82-1224）までご連絡ください。

### 憲法記念無料法律相談

法律相談でお悩みはありませんか。弁護士が無料で相談に応じます。年1回の機会です。遠慮なくご来場ください。

日時 5月14日（土）

午前10時～午後1時

（受付：午後0時30分まで）

場所 熊谷市立商工会館2階

\*予約不要・当日受付

問合せ 埼玉弁護士会熊谷支部

☎048-521-0844